



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
 発行責任者：岩永千秋  
 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 Tel (03) 5842 - 5601  
 Fax (03) 5842 - 5602  
 毎月1日発行  
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)  
<http://www.inoken.gr.jp>

## 地方センターはなくてはならない存在 活動活性化、全県確立は情勢が求めるところ

### 岩手で第9回地方センター交流集会

2月8・9日、第9回地方センター交流集会が盛岡市つなぎ温泉「愛真館」で開かれ、24地方・34人、主催者など合計41人が参加しました。

福地保馬理事長は北海道労働局が道内181保育所の法令違反で是正勧告を行ったことや北海道大学にアルバイトユニオンができたことを紹介。「27都道府県に『いの健』センターがつくられたが、まだまだ力が足りない」として、「活動を交流し困難なことも出し合って他県の『いの健』センターのいいところを手土産に帰ってほしい。すべての都道府県でのセンターの確立を」と呼びかけました。

#### 「みんなが生徒、みんなが先生」で

井上久全国センター副理事長が「安倍『雇用改革』とそのねらい」について報告。成長戦略や「労働移動型への転換」は「世界で一番企業が活動しやすい国」をめざす雇用労働法制の全面改悪であり、労働者・国民との矛盾は激化せざるを得ないと解明しました。現実の打開とむすんでこそたたかいは前進するとして、日常的な相談活動でつかんだ実態を告発し、「いの健」運動を職場のたたかいいと結びつけることの大切さを強調しました。

田村昭彦全国センター副理事長が「地域組織とブロックの役割を考える」のテーマで講演。地方センターの役割について、①労災職業病の被災者救済、②調査研究、③学習、④フィールド活動、⑤人づくり、⑥行政交渉・政策化を上げ、①から⑥の連携が重要とまとめました。「楽しい」活動の3要素として、①社会的役割が発揮されている組織、②個人の存在が尊重されている組織、③柔軟で、変化に耐え、新しいことを吸収しうる組織との考えを示し、キーワードは「みんなが生徒、みんなが先生」と語りました。

#### 進んだ経験、実践例を学ぶ

北海道センター／佐藤誠一事務局長、神奈川センター／稲木健志事務局次長、愛知センター／鈴木明



「地域組織とブロック活動」について語る田村昭彦副理事長

男事務局長、愛媛センター／竹下武事務局長、近畿ブロック／新谷一男京都センター事務局長が活動報告を行い、全体討論で深めました。

4班に分かれ分散会討論を行い、活動の活性化にむけ悩みや実態を出し合い、進んだ実践例に学びました。未確立県での地方センター結成にむけ、「まずはゴールを決めて取りかかること」の重要性が先輩センターの参加者から語られました。

まとめの全体会では吉田博岩手県民医連事務局長と芝井公京都総評労安対策委員会事務局員の2人が典型報告を行いました。

岩永千秋全国センター事務局長が「『ブラック企業』が社会問題化する情勢のもとで、『いの健』センターの活動を活性化し、全県で確立して社会的影響力を高めることは情勢の求めるところだ。各地方センターはそれぞれ創意工夫しながら多面的な活動を行っており、地方センターはなくてはならない存在であることが確認できた」と閉会あいさつしました。

#### 〈今月号の記事〉

労働保険の不服審査制度のあり方を質す	2面
シリーズ 安全衛生活動交流 (東邦化学工業労組)	3面
各地・各団体のとりくみ	
全教／民医連／岡山／東京板橋	4～5面
「過労死防止基本法」院内集会／相談室だより	6面
JALに対するILO2次勧告	7面
労働安全・衛生中央カレッジ開催案内	8面

# 労働保険の不服審査制度のあり方を質す

## 現行制度を維持し、不服審査（審査官）制度を改善 — 厚労省 —

「いの健」全国センターでは、1月31日、参議院議員会館において、労働基準行政検討会を聞き、労災保険の不服審査制度がどのように変更されるのか、センターの要求書に回答する形で厚生労働省担当官の説明を受けました。

行政不服審査法は、1962年の制定以来、実質的な法改正がなく、2008年に改正法案が提出されました。その改正案は労災・公務災害の不服審査を中央に一段階化することなど被災者・遺族の権利を奪うものとして全国センターとしては反対のアピールをしてきました。法案は、その後廃案となっていました。昨年6月に総務省から新たに「行政不服審査制度見直し方針」が出され、3月にも法案が国会に提出される見通しとなっていることから実施したものです。

### 申請者の意見陳述を十分保障し、第三者性を確保した審議機関の設置を要請

全国センターは全国各地で労災・職業病の被災者、遺族の救済と相談活動に取り組んでいる立場から、①不服審査制度の2段階審査を維持すること、②都道府県単位の第三者性を確保し、裁判と同じように対審構造を備えた審議機関を設置すること、③不服審査前置制度の廃止、④請求人に調査内容・記録等の閲覧・コピーを保障すること、⑤標準審査期間を明示すること、⑥労働福祉事業（社会復帰促進事業）に審査請求を認めることを要求しました。

それに対して、厚生労働省の回答は、①「2段階の審査請求」は引き続き審査官制度を存置すること、②前置制度の改善については、現行の不服審査（審査官）、再審査（労働保険審査会）を経て提訴という「2重前置」は変更し、再審査は前置を外す方向でいること、③審査官段階に口頭意見陳述を行う機会を与える方向でいること、④口頭意見陳述は、裁判と同じ形の対審構造を取らないが、処分庁に対する質問権を付与すること。資料のコピーも請求できるように考えていること、⑤標準処理期間は明示する方向でいること、⑥福祉事業については、最高裁判決を受けて通達が出されているのでできるものもあることなどの回答がありました。



福地保馬理事長から要請書を提出

### 被災者の立場で、実効ある制度改善を

回答を受けての質疑では、審査官段階で行われる口頭意見陳述に関して次の意見を述べました。

- a 陳述時間を短時間に制限せず、処分庁とのやり取り（質問権）を十分に保障すること。
- b 処分庁に対する質問に対して、処分庁が誠実に回答することを担保する仕組みを作るべき。
- c 審査事案の内容の困難度や質問に対する処分庁の対応によっては、口頭意見陳述を複数回行うことも想定されること。
- d 質問権を保障するうえで、現在再審査請求段階で配布されている「事件プリント」を審査官段階で行うこと。

また、参与の選出にあたっては、審査の公平性を確保するために、増員や選出基準の明確化などを行うように要請しました。

なお、質疑の内容には、“法”の中に明記する部分ではなく、いわゆる“運用”として行われるものが多く、担当官が応えきれない場面もありましたが、被災者の立場で、実効ある制度改善を強力に要請しました。

### 運用段階での要求を

今回の説明された内容で、労災保険不服審査の制度設計が行われることになると、「審査官」段階での取り組みが様変わりし、地公災基金支部審査会に近い制度になることが想定されます。法案の内容を注目するとともに、労働基準行政検討会では運用段階の要求のとりまとめを行うこととしています。（全国センター 中林正憲）

『働くもののいのちと健康』別冊

## 精神障害の労災・公務災害資料集1・2

これからの労災認定実務に必携です！

■精神障害の労災認定実務要領

■公務災害の精神疾患認定基準について

1セット=3,000円（送料実費\*10冊以上の場合、センター負担）

◆申込みは、いの健全国センター ☎：03-5842-5601 FAX：03-5842-5602 まで。



## 週1回の安全パトロールを実施 重大災害を教訓に教育、安全対策を徹底

東邦化学工業(株)は、1938年に創業しました。工場は、千葉工場、追浜工場、四日市工場、徳山工場、大阪工場、鹿島工場、と上海工場(試生産)の7工場があります。かつては、発祥の地である東京工場(葛飾区)がありましたが、14年前に工場閉鎖となりました。従業員は、それぞれ本社(現在は築地)、追浜工場、千葉工場に配転となりました。2013年3月31日現在523人の従業員が働いています。組合員数は、約200人です。本社・千葉・追浜・四日市の4支部。分会は、大阪、名古屋、徳山、鹿島に分かれての活動です。

私は1973年4月入社。東京工場に勤務しました。現在は袖ヶ浦市にある千葉工場勤務です。大手化粧品メーカー向けなどのコスメティックス・トイレタリー・洗剤原料用をはじめ、紙パルプ用、土木建材、プラスチック用など多種類の界面活性剤、ポリマーおよびスペシャリティーケミカルを製造しています。また、1999年には電子情報産業用薬剤生産設備を新設し、電気・電子情報関連産業用ケミカル製品を生産しています。工場は24時間操業で3直交替シフトとなっています。

### 千葉工場の労働災害

千葉工場の労働災害は毎月定期的に開催している安全衛生委員会で報告されます。そこで原因を究明し、改善対策を検討して、朝礼などで事故事例を説明、教育を行っています。今年度の労働災害は1件。「ヒヤリハット」は10件です。その内5件はフォークリフトに関連したものでしたが幸いにも物損ですみました。

労働災害は、近年にない重大災害となってしまいました。発生したのは、13年7月28日の6時5分です。被災者は勤続2年目でした。フィルターを加熱後乾燥させるため、窒素ブローを行っていたところ、フィルターの蓋が吹き飛んで、顔面を直撃し、全治3カ月で顔面の複数骨折。一番ひどい部分が、右眼球破裂。応急処置として縫合が処置されました。

原因は元圧0.9MPa(メガパスカル)の窒素ラインに耐圧0.49MPaのフィルターを直結して乾燥を行った為です。フィルターに入るバルブは全開でした。0.9MPaの窒素ラインの基は50%ぐらいの開度でした。出口のバルブの状態は、手前が半開左側は全開でした。奥は、現認していないとの報告でした。発生後、千葉大の歯科口腔外科で歯の治療を受け、10月3日に退院して実家に戻りましたが、視力も戻らず眼科を受診しリハビリ中です。

事故について、木更津労基署安全専門官から、「本件災害は、重篤な災害となりました。容器の破裂災害でリスクレベルが非常に高い災害であります」との見解があり、改善命令が出され以下の対応を行いました。

①教育記録、関係労働者へ周知教育を実施しました。(改



安全パトロールを実施

善完了日・/29~8/30) ②「3連クノーフィルター操作及び洗浄・乾燥要領」に洗浄・乾燥手順を追加し教育しました(7/29~8/23)。容器の耐圧(0.49MPa)以下となる様、窒素配管に減圧弁を取り付け、圧力を0.4MPaに下げ耐圧以上の圧力が掛からないようにしました。

(8/30) ③容器本体の蓋に安全弁の取り付けをしました。(9/30)

④容器本体に、耐圧・使用圧力を表示しました。0.9MPa窒素ライン減圧弁取付、減圧弁の操作部に「操作禁止」表示。容器に耐圧・使用圧力を表示しました(9/30)。

### 毎月の安全衛生委員会で管理計画を点検

メンタルヘルス対策については、メンタルヘルスマニュアルに基づいて、精神科医のカウンセリングを実施し、月1回TV会議にて各工場の状況を報告しています。産業医は月に1回、安全衛生委員会に参加、職場巡視と健康相談を行っています。

また、安全衛生管理計画で立てた管理計画に基づき、進捗状況を確認しています。安全パトロールを週1回安全衛生委員と従業員が実施。衛生委員も週1回工場を巡視しています。また、協力社員もオブザーバーとして、安全衛生委員会に出席し、メンタルヘルス対策委員会の報告も受けています。各工場に議事録も報告しています。組合の委員は、安全衛生委員会の前に議題に基づいて議論しています。

### 袖ヶ浦地区労働災害防止協議会と連携

近隣の20数社が参加している労働災害防止協議会にも参加しています。2カ月に1度、労働災害について報告をし合い、木更津労基署より災害対策とリスクアセスメントの指導も受けています。労働組合ではこうした地域との連帯と共に、化学一般労連の労働安全衛生活動を基礎に夜勤労働健康対策や、労働環境問題にも取り組んでいます。(化学一般労連中央副委員長、全関東地方本部委員長、東邦化学工業労働組合委員長 榎本光男)

**各地・各団体のとりくみ**

全教

**長時間労働を当たり前のもとせず、  
教育に必要な仕事を明らかにしよう**  
長時間過密労働解消をめざすシンポ



全教は、1月18日「教職員の長時間過密労働解消をめざすシンポジウム」(写真)を開催しました。昨年10月に全教が発表した「『勤務実態調査2012』のまとめ」をもとに、長時間過密労働解消に向けたとりくみの方向を明らかにしようと呼びかけられたものです。幅広い層から110人の参加がありました。

シンポジストで小学校教員の中里弥生さんは、「仕事はやりがいがあるが、この先ずっとこの長時間の仕事を続けて行けるのか不安」と発言しました。長時間労働と同時に、働いても働いても仕事が残っていることへのストレスが大きいと述べました。

埼教組書記次長の井上毅さんは、青年部が行ったアンケート結果をもとに、長時間過密労働の意識化をするために、時間外勤務の可視化、少人数学級実現、担任の持ち授業時数の上限設定の必要性を強調しました。

産業医の阿部真雄さんは、長時間労働が教職員の健康を奪うと同時に、家族や知人との交流を奪い、自分のための時間を喪失させ、メンタル不全をおこしやすくしている実態を告発しました。ディーセントワークを獲得するために、長時間労働の改善と職場の人間関係の重要性を指摘しました。

一橋大学名誉教授の久富善之さんは、深刻な過密・長時間労働の中で、「多忙は熱心教師の勲章」と言われたかつての教員文化を超える「過度多忙」の傾向があることを指摘しました。「今の制度では、『必要』だが、教育的には不要な仕事」を整理、排除することなどが長時間労働の改善につながると述べました。

フロア発言を受けシンポジストから「授業の準備ができなくて、うまく授業ができないなど、自分のせいだなと悲しくなることがたくさんあった。でも、今日は、励ましてもらった。連帯感、安心感を感じた」との再発言があり、参加者から共感を持って受けとめられました。

コーディネーターの加藤健次さん(弁護士、全教常任弁護団事務局長)は、「自分のせいではなく、原因があって、異常な長時間労働になっているということを明らかにする必要がある。長時間労働を当たり前のもとせず、本当に教育に必要な仕事は何かを明らかにしよう。たくさんの人と実態調査の内容を共有しよう」とシンポジウムを締めくくりました。(全教 小畑雅子)

民医連

**小規模事業所の取り組みが前進。  
パンフレット改定も提起**  
第6回職員の健康を守る全国交流集会



全日本民医連は、1月18日～19日、第6回民医連職員の健康を守る交流集会を東京都内で開催しました(写真)。35県から135人が参加しました。全日本民医連としての交流集会は2年ごとに6回目となります。

集会の冒頭には、50人以上の職員がいる民医連事業所を対象にした実態調査にもとづき、第1回集会(2003年)からの取り組みの変遷が田村昭彦理事より報告されました。今回の特徴は小規模事業所における取り組みの前進が顕著になっていたことです。50人～99人の事業所の約7割で毎月衛生委員会が開催されるなど取り組みが進んできていることがわかりました。ノーリフティングの実施状況では、全体として6割の事業所で学習会が開催され、特に100～299人の中規模事業所において、実施および検討が進められています。

また、全日本民医連では、『健康で働き続けられるために』のパンフレットを2004年に発行。その2回目の改訂案を集会に報告しました。メンタルヘルス対策や禁煙対策の補強に合わせて「大規模災害時に職員を守る」や「がんや透析治療を受けながら働く労働者の健康を守る」など新しい項目を追加し、作業を進めています。

集会の学習講演は、「医療・介護機関での腰痛病欠者ゼロへの対策」をテーマに滋賀医科大学の北原照代氏からの講義。昨年6月に公表された「新・職場における腰痛予防対策指針」に基づき対策のポイントが示され、「新指針」を活用した職場対策強化が呼びかけられました。

指定報告としては「石川民医連職員の意識調査」について松浦健伸氏(城北病院・精神科医師)から。メンタルヘルス不全、士気低下、民医連に対する共感などのデータとともに「大事なことは調査結果を話し合うこと」との提起がありました。

2日目は「医療機関での暴言暴力への対応について」をテーマに埼玉協同病院の福庭勲副院長が講義。埼玉協同病院での実態と取り組みの教訓が報告されました。

分散会で取り組みの交流も進み、職場の活動に活かすことのできる充実した集会となりました。

(全日本民医連 岡村やよい)



**各地・各団体のとりくみ**

**岡山**

**地元で開くブロックセミナーの成功を  
岡山センター総会**



1月19日、岡山県労災職業病・過労死連絡センター総会が開かれ31人が参加しました。

山本勝敏代表委員が「安倍政権のくらしや平和、民主主義を破壊する攻撃に反対する運動をまとめて、政府を追い詰めることが大切になっている。職場、地域、社会からのちと健康を守る運動を強化しよう」と開会挨拶。

議案では、支援してきた高梁市職員過労死事件、県貨物運転手過労自殺事件が勝利解決したこと、過労死110番、アスベスト110番、じん肺キャラバン、過労死防止基本法制定署名運動、セミナーの取り組みなどの経過報告を確認し、今年岡山市で開かれる中四国ブロックセミナーの取りくみを強めることなどの方針を決定しました。

討論では岡山県教組の代表が、全教調査で1カ月時間外勤務が69時間32分、過労死ラインの月80時間以上が33.2%にもなっており、精神疾患の休職者は4,960人(県79人)と高止まりし、高教組はこの改善を求め交渉をすすめてきたと発言。建交労は、運動でトンネル工事の積算単価を残業前提の10時間から8時間に改正させたが、現場では36協定により残業が制限されずに、長時間の粉じん暴露制限を実現していないが、さらにたたかいを強めると発言。このほか、外国人労働者の労災事故の取り組みなどが発言されました。

その後、「『過労死防止基本法案』の成立をめざして」と題して、清水善朗弁護士が講演し、全国過労死を考える家族の会の寺西笑子会長も参加して、経過と今後の運動強化について訴えました。(岡山センター 藤田弘起)

**東京・板橋**

**結成10周年にふさわしい取り組みに  
板橋センター第9回総会**

働くもののいのちと健康を守る板橋センター第9回総会は、13年12月12日「あーちぶらざ」で開催され、理事、団体代表など20人が参加しました。開会のあいさつをした井上修一理事長は、「総選挙で生まれた安倍政権は経済優先の政策を推し進めているが、そのしわよせを受ける人々が増えることが予想される。また、危険な秘密保護法案が強行可決されても、反対の集会では廃止に向け

た運動を続けようという人々がたくさんいます。みんなで声を上げたかかっていきましょう」と呼びかけました。

事務局長から運動の総括、方針が提案され、来年は結成10周年になるので、ふさわしい活動と行動を取り組みましょうと訴えました。方針の柱として△学習・安全衛生教室活動を強める、△相談、支援活動を広げてディーセント・ワークをめざすことが提案されました。

討論では過労死家族会の中原のり子さんが過労死防止基本法法案の取り組み状況を報告。「野党議員が議員法案を提出。来年も成立の可能性があるのでさらなる支援を」と訴えました。板橋区職労の公務災害認定でたかかっている三浦とし子さんも、お礼と支援を訴えました。首都圏建設アスベスト裁判原告の池内正義さんが、仲間が次々に亡くなっていく中での原告の思いを話されました。板橋教組の仲間は全国センター総会でも紹介された「勤務実態調査2012」の内容を細かく報告されました。メンタルヘルスで休んでいる方が5,400人もいるのにラインケアへの相談は0件であること。それなのに「仕事にやりがいある」と答えた人が81%もいる実態。ブラック企業に近い状態なのにさらに長時間労働を増やす土曜日授業が出されていることなどが報告されました。健康文化会医療労組からは系統的なラインケア教室、セミナーなど取り組みが報告されました。最後に板橋区労連の理事から対策を強化して労働安全衛生運動を取り組めるようにしたいと発言されて心強いものになりました。

(板橋センター 関澤光由)

**関連情報**

**北海道内181保育所で法令違反**

北海道労働局は2013年7月から実施した220保育所の一斉調査結果を2014年1月に発表しました。

その結果、法令違反は181カ所に上り、①労使協定を結んでいないのに時間外労働をさせていた(133件)、②契約時に書面で労働条件を明示しなかった(71件)、③時間外労働の割増賃金を払わなかった(36件)の順でした(複数回答)。

労働局は違反が見つかった施設に是正勧告を行うとともに北海道と札幌市など関係自治体、保育団体に職場環境を改善するよう文書で要請しました。

一斉調査は保育士らの労働相談が年々増える傾向にあったことから今回初めて実施したものです。

(「北海道センターにゅーす」より)



## 最後の一押し！ 9回目の院内集会を開催 「過労死防止基本法」の制定で希望もって働ける社会へ

2月4日、衆院第1議員会館で過労死防止基本法の1日も早い制定をめざすつどいが開催されました。制定をめざす実行委員会結成のための院内集会が2011年11月に開催されて以来9回目、昨年末の臨時国会で野党共同提案による法案提出を受け、法案成立への最後の一押しをする集会と位置づけて取り組まれました。

森岡孝二実行委員長の開会あいさつのあと、岩城穰事務局長から、自民党のワーキングチームが開催され3月にも自民党案がまとめられる予定であること、議員連盟との協議後、早ければ3月の厚生労働委員会に委員長提案される方向であることが報告されました。その動きを後押しするためにも、署名を2月末まで積み上げること、地方自治体の意見書採択の運動を追求していくことが提起されました。

### 「人権」や「労働」もCSR（企業の社会的責任）

記念講演は、大和総研首席研究員の河川真理子氏から「労働分野における企業の社会的責任」をテーマにお話がありました。河川氏は、過労死防止基本法制定について深い賛同を示し、CSRの視点から考えてみたいと提起しました。環境問題から出発したCSRは、グローバル経済によって貧富の格差問題が深刻化する状況の下、社会的持続可能性に進んできていること、莫大な経済力をもっている企業が「人権」や「労働」を含む社会的責任を果たしていくことの重要性を指摘しました。

また、大妻女子大学大学院の反町吉秀教授が、法医学者・監察医の経験から特別発言。「亡くなった方からのメッセージを予防につなげたいと死因究明関連法を過労死認定や過労死防止に活用を」と呼びかました。



講演する河川真理子氏

### 過労死防止の原点は遺族の声

過労死家族の会からは、20歳・30歳代で家族を亡くした方の訴えがありました。希望に満ちて働き始めた会社や学校での長時間過密労働やいじめで、心身を壊していく様子が切々と語られ、「過労死防止基本法の制定で希望をもって働ける社会への第1歩を」の決意を新たにしました。

本集会は、「過労死防止基本法制定をめざす超党派議員連盟」が後援しました。議員本人31人が参加し「今国会で」「1日も早く成立を」と訴えがありました。全体では、議員秘書26人を含む206人が参加しています。

全国過労死家族の会の寺西笑子代表は、閉会あいさつで「家族の、皆さんの思いを花咲かす時がきている。最後まで気を抜かず、運動を広げ、それぞれの力を発揮して、必ず成立を」と呼びかけました。

厚生労働委員会への傍聴を含め、国会の動きを注視し、実効ある法制定へ、決意を固める集会となりました。

(全国センター 岡村やよい)

## シリーズ 相談室だより (72)

### 会社が辞めさせてくれない

月曜日の午後、突然電話がなった。「はい、愛知健康センターです」。電話の主は「そちらはどのようなところですか」と聞いてきた。働いている人の職場の安全や健康の取り組みを援助や労災申請などのお手伝いをしていると説明した。

「実は・・・」と相談された内容は、会社が辞めさせてくれない。どうしたらよいか。ということだった。うつ病で診断書も持っているという。電話では十分な話ができない、適切なアドバイスもできないと判断し、「直接事務所へきて相談できないか」と言ったが「仕事で行かれない」という。やむを得ず電話で事情を聴くことに。

「28歳。一部上場の住宅販売会社に務めている。うつ病で医師の診察も受け、診断書も持っている。会社を辞めたいが、上司が「以前、会社を辞めると言ってうつ病の

診断書を出してきたやつがいた。おれは絶対そういうのを認めない」と言っている。どうしたらよいかということだった。

診断書もあり、会社を辞めたいという意思はあるのに、「上司が怖くて言いだせない」という。「やめたいならやめると言わないと。このままだと今日も出勤するのがつらかったでしょう。そんな思いが続いてしまうよ」それでも自分は言い出せないという。「言わなくても手紙を書いて、退職届を出す方法もあるよ」とアドバイスもするが明確な答えはない。

こんなやさしい青年がものも言えない職場で壊されていく。文字通りのブラック企業。「頑張って」の言葉を飲み込んで、少しの勇気を出してくれることを願って電話を切った。

(愛知健康センター 吉川正春)



# 国際的に広がっている支援と連帯で、ILOが日本航空の整理解雇の解決を求める二次勧告を公表

日本航空の整理解雇問題は東京高裁での審理が客室乗務員について、昨年12月24日、パイロットについて26日に結審となり、各々判決が今年5月15日、6月5日に出されることになりました。解雇の対象とされた方々は、いのちと健康を守る活動を職場でずうっと貫いて来た人々です。

## 解雇を撤回し、健康を守る活動を支えた人を戻せ

パイロットでは、原告副団長の飯田祐三さんが、労働科学研究所『労働の科学』誌の1986年11月号で「航空機運航乗務員の勤務実態について」という優れた論文を発表しています。この論文では、「最近国際線を飛んでいる運航乗務員の中には健康破壊が進行し、機長においては、6ヵ月毎に義務づけられている定期身体検査において身体検査証明書が発行されない乗員が急増している」と述べ、その労働環境を綿密に報告しています。

それらは①地上と大きく違う運航乗務員の労働環境（低気圧、低酸素状態、時差、低湿度、騒音）、②厳しい時差、夜間飛行の連続、③運航乗務員の勤務実態（1月間で地球1周半以上に相当する移動距離）、④運航乗務員の健康破壊の進行、⑤大型旅客機の乗務員の削減、として実態を詳細に報告しています。とすれば、安全を守るパイロットを解雇していい訳はありません。

そして、客室乗務員の皆さんも腰痛、頸肩腕障害、くも膜下出血などの労災問題に取り組み、多くの労災認定を勝ち取りました。裁判では塚本洋子さんの腰痛、頸肩腕での東京高裁での逆転勝利、岩本章子さんのくも膜下出血裁判での勝利などがありました。

これらの勝利の要因となったのが、「日本航空客室乗務員職業病研究会」の長年にわたる研究でした。日航はこうした研究会の活動に参加した客室乗務員を解雇したのでした。日航に解雇する道理はありません。判決をまたず、日航は解雇を撤回し、健康を守る活動を支えたパイロット、客室乗務員を職場に戻すべきです。

## 新採の前に経験ある労働者の復帰を

東京高裁の審理では、日航側の解雇理由がデータラメで



JAL不当解雇撤回裁判パイロット原告 (12月26日)

あることが明らかにされましたが、ILO結社の自由委員会は、2013年10月に日本航空整理解雇事件に関する申立て問題で、解雇の解決を促す第二次勧告を出しました。

その内容は、日本航空で従業員の新規採用が実施されているもとの、経済的理由で解雇された労働者を職場復帰させるために、今後の採用計画については、全ての労働組合と完全かつ率直な協議がなされ、了解し合うことを求めるというものでした。その理由は、日本航空が、新規採用を行いながら、ILO158号条約(解雇規制条約)が求める、解雇された労働者の優先的再雇用権を認めなかったことを強く批判したものとなっています。ILOは、日本航空経営者が、パイロット、客室乗務員の新規採用(すでにマスコミ報道されている事実)の前に、経験豊かな労働者の復帰をまず、実現すべきであるとしているのです。このようなILOの第二次勧告は、国際的にも広く支援と連帯が広がっていることが反映されています。すなわち、日本航空キャビンクルーユニオンが加盟するITF(国際運輸労連450万人)、日本航空乗員組合が加盟するIFALPA(国際定期航空操縦士協会連合会10万人)がILO条約にもとづく解決を要望していました。

以上のような経過をたどり、日本航空の解雇問題は、「今年こそ勝利の年に」という大きな山場を迎えています。いのちと健康を守るたたかいに結集している全国センターの皆さんの、熱い連帯と支援をよびかけます。

(東京社会医学研究センター 村上剛志)

季刊 **働くもののいのちと健康** 冬号 2014-1 No.58

●講演 しあわせに働ける社会へ 和光大学教授 竹信三恵子  
診察室から見た労働現場② 「3軸合成値」の低い工具と振動障害 新潟勤労者医療協会理事長 高橋常彦

被災者・遺族・支援者のたたかい 吹田市元ホームヘルパーの頸肩腕障害・腰痛症を「公務労災」と認定 吹田市職員労働組合 長谷川さふみ

日比野聡23歳うつ病パワハラ自殺事件 山梨県センター事務局長 保坂忠史

調査・アンケート活動 「急性期一般病院における看護職員の腰痛・頸肩腕痛の実態調査」(上) 日本医労連書記長 中野千香子

被災地からの報告 福島で健康に生きることを考える 医療生協わたり病院 管理栄養士 関場治美

学会情報 第86回日本産業衛生学会「労働衛生法令の課題と将来のあり方」を提言(下) いのち健全センター理事長 福地保馬

◆特集 今こそ、ディーセントワークを～安倍雇用改革との対抗  
◆安倍「雇用改革」の動向とねらい 全労連事務局次長 井上 久  
◆僕らは、この先どうなるんでしょう ジャーナリスト 東海林智  
◆働き続けられる職場づくりのために 郵政産業労働者ユニオン 中央執行委員 倉林 浩  
◆改正労働契約法の逸脱運用 首都圏青年ユニオン事務局長 山田真吾  
特別寄稿 ILOとディーセントワーク ILO駐日代表 上岡恵子

小特集 スラップ裁判の動向  
A P F ファンド・昭和HD経営者による「研究と学問自由の侵害」恫喝訴訟 全労連・全国一般東京地本副委員長 梶 哲宏  
「口封じ訴訟」をはね返す 出版労連とフリーランスの取り組み 出版労連書記次長 北 健一

## いの健全国センター 15周年記念

# 労働安全・衛生中央カレッジ開催案内

「いの健」全国センターでは、各団体・地方で最重点の課題となっている労働安全衛生分野の活動家の育成をはかるため、労働安全・衛生中央カレッジを開催することとしました。体系的な講義とともに、フループ討論や幹部・受講者どうしの交流をはかり、職場での実践的な力を身に着けることができます。

講義では各分野の専門家、学者、研究者、医師を講師に予定しています。センター創立15周年事業としておこなう、またとないチャンスです。積極的な活用をよびかけます。

◇各講座は2泊3日を基本として開催。全4課。

### 1、日程、カリキュラム (予定)

#### 第1課 2014年10月11日(土)～13日(月)

##### 「職場の労働安全衛生活動を活性化しよう」

###### 【予定講義】

- ・「労安活動を取り組んで、何が労働組合じゃ」
- ・「労働衛生活動の3管理と5管理」
- ・「労働安全衛生委員会の役割」
- ・「労災と職場改善、労働組合の役割」等
- 【スモールグループディスカッション (SGD)】
- ・「模擬安全衛生委員会」等

#### 第2課 2014年12月12日(金)～14日(日)

##### 「労働時間と生活・安全・健康」

###### 「職場調査の活かし方」

###### 【予定講義】

- ・「長時間労働による健康障害」
- ・「過労死・過労自死と長時間労働そしてその背景」
- ・「国際基準で労働時間を考える」
- ・「職場調査・アンケートはなぜ必要か」
- ・「調査票の作り方／アンケートと調査の分析方法」
- ・「調査を職場改善に生かすにはどうするか」
- \*各テーマに基づいたSGDや実施している調査の検討、分析等を行います。

#### 第3課 2015年2月6日(金)～8日(日)

##### 「職場復帰と病気を持つ労働者の就労」

###### 「女性+高齢者労働と健康」

###### 【予定講義】

- ・「メンタル不全者の職場復帰のポイント」
- ・職場復帰の労働法的課題
- ・「がん患者、透析患者などの就労と安全配慮」
- ・「高齢労働者が働きやすい職場づくり」
- ・病気休暇制度

・女性が働きやすい職場づくり 等

【SGD】「病気になった労働者が働き続けることが出来る職場とは」等

#### 第4課 2015年4月11日(金)～13日(日)

##### 「職場の健康管理+人間工学的改善」

###### 「職場の有害物質・職場環境」

###### 【予定講義】

- ・リスクアセスメント
- ・筋骨格系障害予防のための人間工学的改善
- ・快適職場の作り方 事務所則にも触れて
- ・職場巡視と作業環境測定の実習
- ・職場の有害物質 (総論+アスベスト)
- ・職業がんについて
- ・健診の意義と事後措置

【SGD】「健診結果の解析と活用法」 労働時間や、ストレスと健診結果等

### 2、会場

平和と労働センター・全労連会館を中心に都内を予定。

### 3、参加費

- ◇全4課参加 (2泊3日×4) 5万円  
\*受講料・昼食代
- ◇1課 (2泊3日) の参加 15,000円
- ◇1日のみ 5000円

### 4、申し込み・お問い合わせは下記まで

- 働くもののいのちと健康を守る全国センター  
TEL : 03-5842-5601  
FAX : 03-5842-5602  
e-mail : info@inoken.gr.jp

\*随時、各課の詳細を案内いたします。